

第2号

平成3年7月

第
六壹七壹號

広島県立文書館だより



廣島縣廳下附

所持人

明治參拾柒年九月廿三日

右ハ佛領ニユーカレドニアヘ
赴タニ付通路故障ナク旅行セシメ且必
要ノ保護扶助ヲ與ヘラレン事ヲ其筋ノ
諸官ニ希望ス



廣島縣御調郡坂井原村
參撫番卯
平民農戶主保吉長男

移民原

當貳拾貳年五

ヶ月

政七

東洋移民合資會社



広島県は、移民県と言われるよう、明治時代以降、海外への移住者を多数送り出していました。渡航地は、ハワイ・北米・南米などのほか、フィリピンやオーストラリアといったアジア・オセアニア地域にも拡がっています。

上の資料は、そうした移住者に交付された旅券(パスポート)の一枚です。

右下に、移民取扱人として「東洋移民合資会社」の印が見えますが、当時、海外への出稼ぎを希望する者の多くは、こうした移民会社の仲介によつて旅券を取得し、渡航していったのです。この旅券の場合、渡航先是、フランス領ニューカレドニアとなつてゐることも読み取れます。

県立文書館では、このように移住者として海外で活躍された方々の足取りを記録にとどめるため、国内・国外から幅広く関係資料の収集につとめてきましたが、このたび、「広島県移住史」資料編を刊行し、また、通史編も編さんして、多くの方々に読んでいただきことになりました。

同時に、平成3年7月1日から9月21日まで、県立文書館の展示室において、「海外移住展」を開催します。ぜひ一度御覧のうえ、これら先人達の努力と苦難の歩みに思いをさせてみてはいかがでしょうか。

明治時代の旅券

行政文書・古文書の保存管理を適切に

「保存管理講習会」開催される

県立文書館では、平成二年九月三日に初めて「行政文書・古文書保存管理講習会」を開催しました。これは、昭和六十三年六月に施行された公文書館法の趣旨を受け、行政文書や古文書など、歴史的な文書資料を永く後世に残すために、市町村や各行政委員会の職員の皆さんに呼び掛けて開催したもので、講習会には一二名の参加者があり、熱心な意見交換も行われました。

講習会の日程は、次のとおりです。

- 講演
「文書保存の重要性と公文書館法」
小林一夫 国立公文書館公文書課長
- 事例報告
「市町村史編纂と公文書保存」
藤井岑雄 東城町町史編纂係長
- 事例報告
「広島市の文書管理と公文書公開制度について」
井野美津子 広島市公文書館主幹
- 質疑、応答

小林課長の講演を要約しますと、①公文書の選別基準が非常に難しい、②そのため公文

書館には調査研究機能が必要である、③「公文書館法」によれば、地方公共団体には、歴史資料として重要な公文書等の保存・利用についての責務があり、各部署では厳重な文書管理を行わなければならない、などということです。

次に、藤井係長は、町史編さんにおける資料収集の経験を踏まえ、近現代資料に占める役場文書の比重の大きさを指摘し、収蔵場所の確保や保存の重要性を訴えられました。また、井野主幹は、広島市の文書管理の現状と公文書公開制度について話されました。参加者の多くが、市町村の文書管理や文化財保存に関わっておられる方々であつたため、



討論風景 立っているのが小林課長

Q & A

Q 県立文書館では「下張り文書」というものを集めているそうですね。どうしてですか。

A 昨年十一月の「県民だよりふれあい」を御覧になりましたね！ 実は、私たちも驚いていたのですが、古い襖や屏風の下張りから、地域の歴史を明らかにするうえで、たいへん貴重な古文書が次々見つかっているのです。

Q 貴重な古文書がなぜ下張りに張つてあるのですか。

A 襖や屏風を作るのに、昔は五層から六層にもわたって下張りに紙を張り重ねていきました。その下張りの材料が反故となりました。私たちが「下張り文書」の保存を呼び掛けている主な理由もここにあるのです。

Q 分かりました。歴史の資料って、意外な所に眠っているのですね。

これらの報告は大きな反響を呼びました。

なお、本年度も、要望の強かつた古文書の取扱いについての講習時間を多くするなどの新しい企画で講習会を開催します。開催日は九月五日（木）です。ぜひ多数参加されるようお願いします。

古文書解読入門講座について

古文書に興味をお持ちで、くずし字をぜひ解読できるようになりたいという方々のため、平成二年度から古文書解読入門講座を開催することになりました。二年度は、定員の二倍を超える申込みがあり、抽選の結果、五二名の方に参加していただくことになりました。

講座は、平成二年九月から三年二月まで、毎月第二・第四土曜日の午後に、計一二回にわたり、当館の研究員が交代で講師となつて行いました。

近世の武家・商人・庄屋文書のほか、近代の政治家の手紙なども織り交ぜた多様な古文書をテキストに用い、参加者の方と一緒に解説し、解説を加えたりしました。二月二十三日には最終回を迎えた三二名の方に修了証をお渡しすることができました。

今年度は、六月から再び解読入門講座を開講するほか、昨年度の入門講座修了者などを対象とした中級講座も七月から実施します。なお、平成二年度の入門講座に参加された方から、御感想をお寄せいただきました。紹介させていただきます。

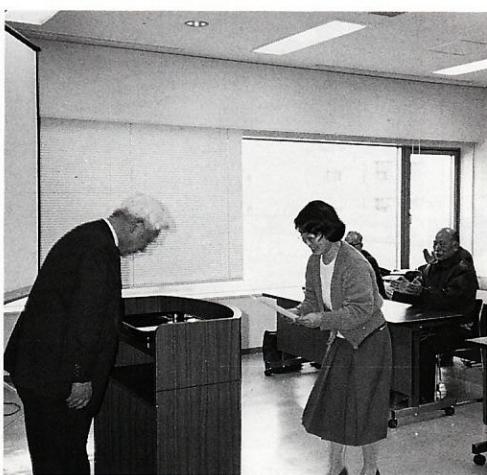
古文書解読入門講座に参加して

高田郡八千代町 浮本 勇

古文書を独学で始めてまだ二年半くらいの

貴重な古文書が読めるようになりたいと意気込み、毛筆で書かれたくずし字との奮闘でした。資料は、身近な県域の事柄や地名などから親しみが湧き、興味深く読み応えのあるものでした。諸先生方の暖かい懇切丁寧な御指導を仰ぎ、難解なくくずし字の解説や、候文の入念な読上げを傾聴し、古文書の決まりや、用語の説明から内容の把握など、充実した数々の知識の習得は、感動の連続でした。解読できない文字を推理する楽しみや、見当をつけて字典を引き、繰り返し、やつと確認できた時の喜びから意欲も湧きました。くずし字の一覧表は便利で、形からも覚え易く、一つの文字にも、幾通りものくずし字があるということを、改めて知りました。企画展も詳しく説明いただき、現物の古文書から歴史が生々しく直に伝わってくるようでした。また、館長の熊田先生から修了証書をいただきまして感激でした。これからも更に、古文書の研さんの機会を得て、読み馴れてゆきたいと願っています。

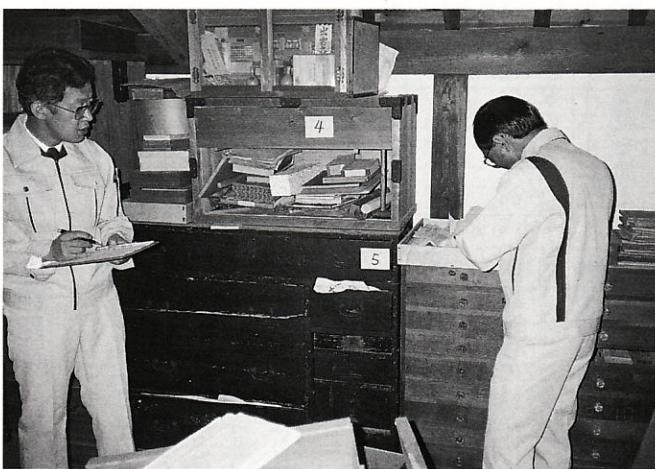
古文書解読入門講座に参加して
呉市 中村八重子



修了証を受ける受講者

写真で見る文書館のしごと

文書館は、古文書や行政文書などの歴史資料を収集・整理・保管し、県民の皆さんに利用していただくための施設です。このページでは、そうした文書館の仕事を、古文書を受け入れてから、利用していくまでの流れに即して、写真で見ていきましょう。ふだんはご覧になれない作業風景もあります。



① 古文書の受け入れ 佐伯郡佐伯町の伊藤家文書を受け入れたときの作業風景です。



② 荷解整理室での作業 年度末に県庁の行政文書を受け入れたときの作業風景です。



④ 古文書の整理 古文書は一点ずつ、中性紙で作った封筒に入れ、収蔵箱に収めています。

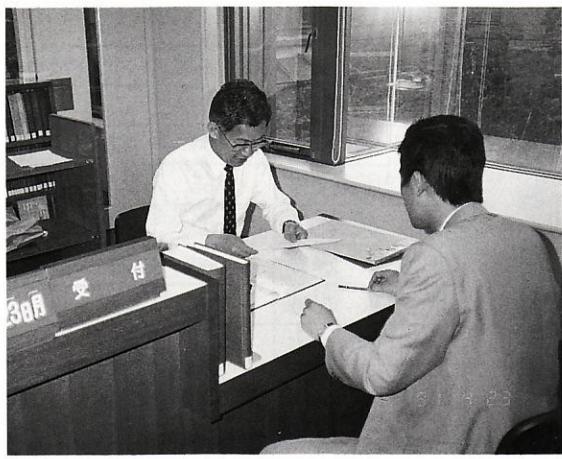
ここでは、土蔵での保存状況を綿密に記録しておきます。文書館へ運びこまれた資料は、まず、地下の荷解整理室に收められます(②)。次に、消毒室で燻蒸を行い、虫やカビを駆除します(③)。受け入れた古文書は、一点ずつカードにとり、目録を作成します(④)。



③ 消毒室での燻蒸 依頼があれば、市町村や他の機関が所蔵する古文書も一緒に燻蒸します。



⑦ 展示室の風景 文書館では、特別展・企画展・収蔵文書展などの展示をおこなっています。

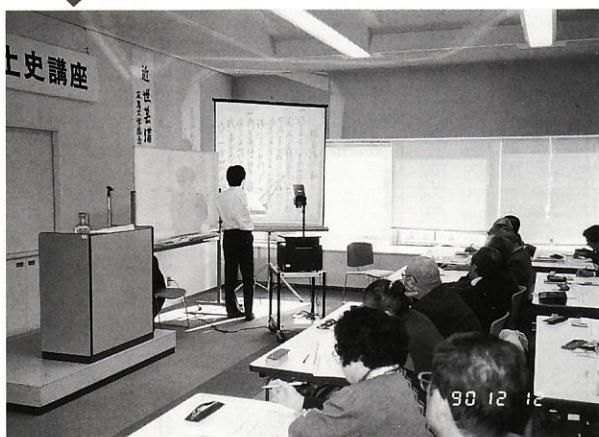


⑥ 閲覧室での利用相談 閲覧カウンターの当番は、研究員が交代でつとめています。

整理した古文書は、保存箱に入れ、書庫に収蔵します(⑤)。書庫は、一年中温度や湿度が一定に保たれるようになっています。また、閲覧室では、目録によって請求していただき、古文書をご覧になれるほか、いろいろなレファレンスもいたします(⑥)。受け入れた古文書は、閲覧室の隣にある展示室での展示(⑦)や、古文書解読講座・郷土史講座(⑧)などを使うこともあります。



⑤ 書庫での保管 文書館の古文書庫は、約30万点の収蔵能力があります。

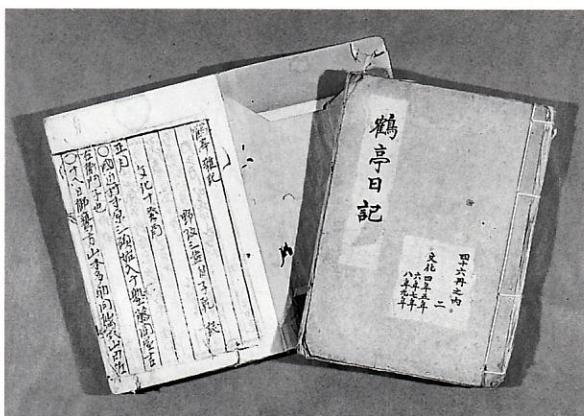


⑧ 古文書解読講座 読めなかたくずし字が自分の力で読めたときの喜びは、格別のものがあります。

講座のお知らせ	
第一回郷土史講座	
日時	平成3年7月19日(金) 午後一時半
講師	安藤福平研究員
演題	「広島県移住史資料編を読む」
第一回郷土史講座	
日時	平成3年10月5日(土) 午後一時半
講師	松下孝昭研究員
演題	「広島県の鉄道のあゆみ」
場所は、いずれも情報プラザ研修室。お問い合わせ、お申込みは、文書館まで。	

平成2年度中の寄贈・寄託文書

文書名等	推定点数	所在地等	内 容	備 考
山田家文書	129点		広島藩主書状・黒印状他	寄 託
田坂家文書	1,000	賀茂・丸山	庄屋文書	寄 託
管井氏所蔵文書	65	賀茂・中河内	地券・昭和期選挙広報他	寄 贈
三吉家文書	1,500	恵蘇・湯木	庄屋文書	寄 託
伊藤家文書	5,000	佐伯・永原	地主文書	寄 託
井上家文書	200	世羅・篠	国郡志下調帳・村会関係	寄 託
浮本氏所蔵文書	800	高田・勝田	庄屋文書(襖下張り)	寄 託
県議会文書	950		明治～戦前期県會議事録類	寄 託
その他の文書	316			7件
計	9,960点			15件



県立文書館寄託の「鶴亭日記」

野坂完山と「鶴亭日記」

野坂完山は通称を「三益」とい、天明五（一七八五）年賀茂郡寺家村（現東広島市）で生まれました。生来聰明で、十六歳から二十歳までの四年間、広島と京都で医学、漢学の研鑽を積んで帰村し、七代目の医業を継ぎました。彼は生涯村を離れることなく医術に専念し、天保五（一八三四）年には藩府より御医師格に列せられ、七人扶持を給せられました。一方では私塾を開いて多数の子弟を教育し、その間、医、儒、地誌などに関する多くの著述をのこし、さらに厚生、社会福祉等に私財を投じて活動し、人々から敬慕されました。

さて、その完山の著述のなかで、最も有名なものといえば、「鶴亭日記」四十六巻（うち一巻欠）でしょう。文化四（一八〇七）年から天保十一（一八四〇）年まで三十五年近くにわたり、当時の政治、経済、文化、産業等々も克明にメモし続けたもので、日記といふよりも記録文学といえるものです。現在日記の原本は野坂家から県立文書館へ寄託されています。美濃紙に達筆の草書体で書かれ、B4判大の二つ折りで一万ページを越える厖大なものですから、読むにはかなり骨が折れます。郷土にとって貴重な文化財であるこの「鶴亭日記」が、所蔵者の理解協力によって刊行できるような運びにでもなれば、われわれにとつてこんなありがたいことはないと思います。

（地方調査員 浜井士郎）

展示のお知らせ

第三回特別展

「海外移住展」

平成3年7月1日～9月21日

第三回企画展
「資料でみる 広島県の鉄道のあゆみ」
平成3年10月1日～31日
いざれも、県立文書館展示室にて

〔古文書への招待〕

賀茂郡吉川村の国郡志下調べ書出し帳

文化年間末に、寛文三三（一六六三）年の「芸備国郡志」以来の国郡志編さんに着手した広島藩では、藩内町村の来歴・現況や風俗などをことごとく調査させ、それをまとめた「国郡志下調べ書出し帳」を差し出させました。頼杏坪等は、この町村ごとの詳細な資料

一当村形勢圖

村形南北より東西少し長くして四方へ

山聯り其の根より次第下り之土地なり

大川なく小川筋あれとも四季共に水淺し

夏分用水之節ハ猶少く水上短して古城跡

梶の後より流出田口村の瀧江落る

堰數中分池塘先年ハ至而少く早損所なり

之へ延て在來雨池仕添或ハ新地増築

あつま一當村中今みて早損の患少し

山も地主耕ハ併うありとも地主無し

故此地主無し農家より農業

金備弓作方ハ日和好方村を祀る

中季候當郡浦より凡一向往もなし

耕作一途之所にて餘業なし

をもとに、文政八（一八二五）年「芸藩通志」一五九卷を完成させ、藩主浅野重晟に提出しました。

この各町村ごとの「国郡志下調べ書出し帳」は、本来ならばまとまって広島藩庁に保存されていたはずですが、現在は伝えられていません。しかし、幸いなことに、町村によつては、庄屋を勤めていたお宅等にその控書が残されている場合があります。ここで紹介しました賀茂郡吉川村（現東広島市八本松町吉川）のものも、吉川村の庄屋を勤めた竹内家に伝えられ、当館に寄贈されたものです。なお、この資料には、下のような彩色された当時の農具の絵も載せられています。

一當村形勢・生産

村形南北より東西少し長くして、四方に山聯り、其山々の根より次第下り之土地なり、

大川なく小川筋あれとも、四季共に水淺し、

夏分用水之節ハ猶少く、水上短して、古城跡

梶山の後より流出、田口村ぶしの瀧江落る、

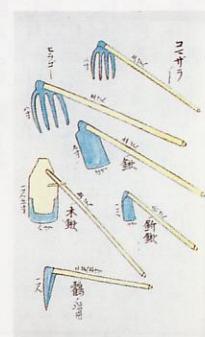
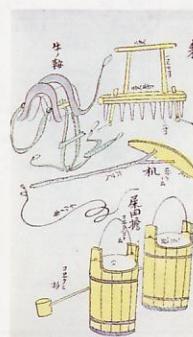
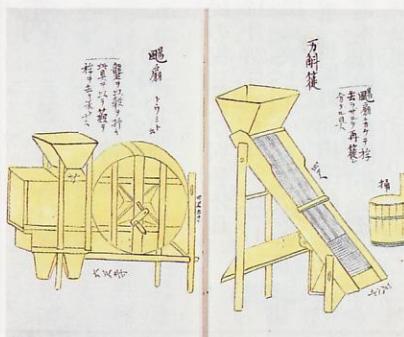
堰數中分、池塘先年ハ至而少く、早損所なり

しに追々在來の雨池仕添、或ハ新地増築等いたし、當時ハ中分にて早損の患少し、

山土地広狭ハ中分なれども、土地合悪しき故か肥本至而不自由にして、農家之業全備ならず、作方ハ日和を好方、村土地の位

中季候當郡浦より凡一向往もなし

耕作一途之所にて餘業なし



平成2年度の主な出来事

〔平成2年〕

- 5月2日 書庫燻蒸（5日まで）
- 5月11日 地方調査員会議
- 6月15日 収蔵文書展「江戸時代の武家文書」開催（9月14日まで）
- 7月1日 事業年報発行
- 8月31日 第1回郷土史講座 青野春水先生
- 9月3日 行政文書・古文書保存管理講習会
- 9月8日 「広島藩の土地制度」古文書解説入門講座開講（2月まで。毎月第2・第4土曜日）
- 9月26日 文書館だより第1号発行
- 10月15日 企画展「近世尾道の発展と商人」



収蔵文書展の風景

利用案内

■開館時間

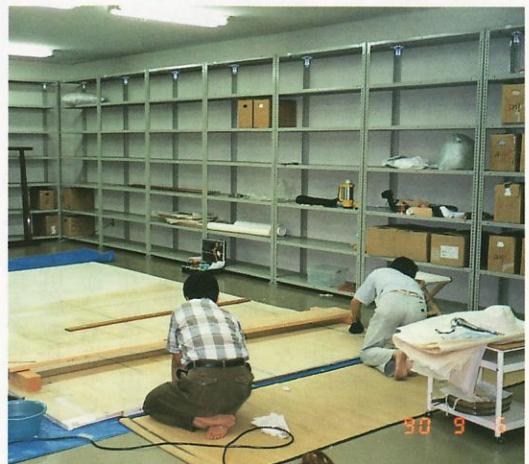
*月～金曜日 9時～17時
9時～12時

*土曜日

*日曜日、国民の祝日及び振替休日
*年末年始（12月28日～1月4日）

*交通 J.R.広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町経由宇品行き）

ずれも、広電本社前下車徒歩7分



企画展に出陳する「尾道町絵図」の裏打ち作業

広島県立文書館だより 第2号

平成3年七月一日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七一四七

電話 082-245-8444

- 〔平成3年〕
- 2月28日 第4回郷土史講座（於・呉市）高橋衛先生「呉の海軍と戦後の諸問題」
- 3月20日 「広島県移住史」資料編刊行
- 3月30日 県立文書館資料集第1巻『吹寄青枯集』刊行

御案内図



広島県立文書館
広島県立図書館
広島県産業技術交流センター

まる六の朝代「広島県立文書館」により「明治時代の旅券」について（補足）

歴史資料は、ほんの僅かな事項しかそこに記載されていないものであっても、さまざま歴史情報を得ることができる場合があります。表紙の「明治時代の旅券」も文字の数にして僅か一五〇字ほどに過ぎませんが、そこからさまざまな事柄に思いをはせることができます。

この旅券は、今日の旅券とはその形状、記載事項が大きく異なっています。そのなかでまず気づくのは、この旅券の持ち主である原政七さんの名前の上に、「移民」という印がおされていました。このように、当時の旅券には移民と非移民の区別がありました。

この旅券は、今日の旅券とはその形状、記載事項が大きく異なっています。そのなかでまず気づくのは、この旅券の持ち主である原政七さんの名前の上に、「移民」という印がおされていました。このように、当時の旅券には移民と非移民の区別があ

ることを主たる業務としていました。なかには、営利に走つて、現地を十分調査せず移民を送り出して悲惨な結果を招来したり、移民から不正に金銭を徴収するなど、トラブルを起こして世論の批判を浴びることもしばしばありました。

ニューカレドニアにはニッケル鉱山の契約労働者として、一八九二年（明治二十五）熊本県から六〇〇人が送り出されましたが、雇主の取り扱いが苛酷で、移民の不満が高まり、帰国者が相次いだため、一時移民が禁止されました。一九〇〇年（明治三十三）から再開され、広島県からは、一九〇五年までに三四〇人が渡航しています。

本文の解説にもあるように、この時期の移民は、ハワイ・北米・中南米からオセアニア地域やフィリピンにまで拡がっていました。契約労働を禁じていたアメリカやカナダには、鉄道建設・製材業・農園などで労働に従事し、お金を稼いで帰るため出かけましたが、それ以外はいずれも、欧米の勢力圏に開設されたプランテーションや鉱山の契約労働者として出稼ぎに行つたわけです。一方、この時期の日本は、近隣の中国・朝鮮へ

本文の解説にもあるように、右下に、移民取扱人として「東洋移民合資会社」の印がおされており、また、渡航先はフランス領ニーカレドニアとなっています。

本文の解説によると、移民取扱人は大部分が会社組織であったので、一般に移民会社と呼ばれていますが、契約労働者として移民を外国に周旋す

の侵略を始め、台湾や朝鮮への植民を開始するに至っています。この場合の植民は、フランス領ニューカレドニアのフランス人と同じく植民地支配を支える側の立場にあつたわけです。

ニューカレドニアのフランス人植民者のもとで苛酷な労働に従事する日本人移民、これに対する台湾・朝鮮における日本人植民者、これは当時の国際関係のなかでの日本の政治的経済的立場を反映するものでした。それはまた、外国人労働者の入国をめぐって揺れている、経済大国となつた現在の日本の国際的立場とも異なるものといえます。
この旅券の持ち主の原さんは、長男となっています。この時期の移民は、大部分出稼ぎを目的としていたので、戸主（戦前の家族制度のもとで定められた家族の長）や長男が比較的の多数を占めていました。彼らには、家計補助のため紡績会社や製糸会社で働いた娘たちと同様、あるいはそれ以上に重い責任がのしかかっていました。負債の返済や生活費の補充、そしてできれば家屋を新築したり、土地を購入する、こうしたことを実現するため海外に出かけていったのです。

この旅券には、「平民」という身分上の族称が記されています。発給者である外務大臣には、「子爵」という爵位が付いています。こうした事実からも、明治時代の時代的性格を読み取ることができます。明治維新によって、江戸時代の身分制社会は解体されますが、「皇族」「華族」「土族」「平民」という新たな身分が作られました。自由・平等の人類普遍の原理にもとる、こうした門地（出生）による差別の制度は、戦後改革によって否定されるまで長く続き、民主主義思想を育んでいく障害となり、部落差別を残存・再生産する温床ともなりました。

歴史資料の中には、過去における人権意識の遅れを示す事項や利用の仕方によってはプライバシーを侵害する恐れのある事項が記載されていることがあります。文書館では、資料が物語る史実を見据え、正しく批判的に捉えていくことによって、人権意識の啓発に寄与していくことを考えております。

〔この旅券は、御遺族の了解を得て掲載することができました。〕